

第46号様式（第26条）

公示送達書		
君津市告示第 160 号 下記の者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため、地方税法第20条の2第1項の規定により公示送達します。 なお、この書類は市長が保管しており、いつでも送達を受けるべき者に交付しますので、該当者は交付の請求をしてください。 令和8年 10 月 1 日 君津市長 石井 宏子 		
書類の送達を受けるべき者		送達する書類の根拠法令
氏 名 又は名称	岩間 緩時	地方税法第24条及び第294条・千葉県税条例第12条・君津市税条例第13条・森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第3条及び第7条
氏 名 又は名称	小平 等	地方税法第24条及び第294条・千葉県税条例第12条・君津市税条例第13条・森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第3条及び第7条
氏 名 又は名称	TAMANG SANJIT	地方税法第24条及び第294条・千葉県税条例第12条・君津市税条例第13条・森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第3条及び第7条
氏 名 又は名称	諸川 悠人	地方税法第24条及び第294条・千葉県税条例第12条・君津市税条例第13条・森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第3条及び第7条
氏 名 又は名称	宮寺 栄貴	地方税法第24条及び第294条・千葉県税条例第12条・君津市税条例第13条・森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第3条及び第7条
氏 名 又は名称	溝口 慎里	地方税法第24条及び第294条・千葉県税条例第12条・君津市税条例第13条・森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第3条及び第7条
備 考	地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。	